



青森県報

第二千八百八十五号

平成十五年六月十一日(水曜日)

目次

告 示

家畜伝染病の発生	………	(畜産課)	…一
道路の区域の変更	………	(道路課)	…一
道路の供用の開始	………	(同)	…二

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の実施	………	(建築住宅課)	…二
------------------	-----	---------	----

告 示

青森県告示第四百九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年六月十一日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

ヨ―ネ病	家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
牛				一	上北郡十和田湖町	平成十五年六月十一日

青森県告示第四百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年七月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十一日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別の	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	八戸百石線	八戸市大字河原木字左比代三五から八戸市大字河原木字蓮沼一の一まで 八戸市大字河原木字根岸四六から八戸市大字河原木字海岸一八の四まで	前 後	二二二・〇〇メートルから 三三三・〇〇メートルまで 二二二・〇〇メートルから 三三三・〇〇メートルまで	一、九四一・六〇メートル 一、九四一・六〇メートル 一、五六九・六〇メートル	

青森県告示第四百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年七月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小堀 安雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三三八号	下北郡佐井村大字佐井字湯の川越国有林二八五林班イ小班から 下北郡佐井村大字佐井字湯の川越国有林二八六は、小班まで	平成一五・六・二〇

雑

報

宅地建物取引主任者資格試験の実施

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る平成十五年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり

実施する。

平成十五年六月十一日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 小野 邦久

一 試験の日時 平成十五年十月十九日（日） 午後一時から午後三時まで

ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により、国土交通大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（以下「指定講習修了者」という。）については、午後一時十分から午後三時まで

二 試験の場所 受講申込み受付の際、指定する。

三 試験の内容

1 内容 おおむね次の事項について行う。

- (一) 土地の形質、地種、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - (二) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - (三) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - (四) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - (五) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - (六) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - (七) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- ただし、指定講習修了者については、前記(一)と(五)に掲げる事項に関する問題を免除する。

2 出題法令の適用期日

平成十五年四月一日現在施行されている法令
試験の方法及び出題数

1 方法 四肢択一式の筆記試験による。

2 出題数 五十問
ただし、指定講習修了者については四十五問とする。

五 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

六 試験案内及び受験申込書の配布

1 配布期間

平成十五年七月七日(月)から同年八月一日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

2 配布場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会本部及び各支部、青森県県土整備部建築住宅課並びに青森県各県土整備事務所

七 受験手数料

七千円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担)。

八 受験申込み

1 申込期間

平成十五年七月二十八日(月)から同年八月一日(金)までの午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

2 申込場所

社団法人青森県宅地建物取引業協会(青森市長島三丁目一―番一―号 青森県不動産会館)

なお、郵送による場合は、社団法人青森県宅地建物取引業協会あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成十五年七月七日(月)から同年八月一日(金)までの日付の消印があるものに限って受け付ける)。

3 提出書類

(一) 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼ったもの)

(二) 写真一葉(受験申込前六箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦四・五センチメートルから五センチメートルまで、横三・五センチメー

トルから五センチメートルまでの間の大きさのもの)

(三) 指定講習修了者については、前記(一)と(二)に加えて講習修了者証(修了試験合格年月日が試験実施日前三年以内のもの)

九 合格発表

1 発表の期日

平成十五年十二月三日(水)

2 発表の方法

社団法人青森県宅地建物取引業協会及び青森県庁東棟一階掲示板に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

十 試験に関する問い合わせ先

社団法人青森県宅地建物取引業協会(電話青森七二二局四〇八六番)

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭